

沖縄戦遺族の DNA 鑑定実施に関する意見書

平成21年12月、沖縄県那覇市の「那覇市真嘉比区画整理地区遺骨収集事業（厚生労働省）」の作業中に、沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」により、遺留品（万年筆）とともに元日本兵と思われる遺骨が発見された。

遺留品である万年筆に「朽方 精」と刻まれていたことから、民間団体が調査を行ない、千葉県本籍の「朽方 精」と判明した。その後、遺族と思われる親族の要望により厚生労働省が DNA 鑑定を行なった結果、親族関係が証明され、遺骨は遺族の元へ帰ることとなった。

このことは沖縄戦戦没者の遺骨が初めて DNA 鑑定という科学的検査法によって遺族の元へ帰ることができたのであるが、これまで沖縄は南方地方のため、遺骨に DNA が残っている可能性が少ないということや記名のある遺品を伴っていなければ身元の特定につながらず遺族の元へ帰ることができなかったが、今回の事例から「歯」があれば DNA が検出できることが確認されたものである。

また、シベリア抑留兵の遺骨に対しては、厚生労働省が全遺族に DNA 鑑定への参加を呼びかけた結果、800体余りの遺骨が遺族の元へ帰ることができた。従って、今度は沖縄戦全遺族側（希望者）の DNA 鑑定作業も行う必要がある。

よって、うるま市議会は政府に対し、沖縄戦全遺族（希望者）の DNA 鑑定を早期に実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年3月16日

沖縄県うるま市議会

あて先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣